

「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

案 件 名	函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要
募 集 期 間	令和7年（2025年）12月15日（月）～令和8年（2026年）1月16日（金）
担 当 課	保健福祉部健康増進課
意見提出者数	個人 3名（3件）

○「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

No	意見の概要	市の考え方
1	<p>トレーニングルームの個人使用を継続してほしい。</p> <p>個人使用ができないのであれば、個人使用回数券の払戻しをしてほしい。</p>	<p>個人使用については、開設当初と比較してジム機能などを有する民間施設が大幅に増加していることに加え、市においても函館アリーナやサン・リフレ函館といった類似機能を有する施設が運営されていることや、再開にあたり運動機器等の設備更新が必要となるなどの課題があることから、継続は難しいものと考えております。</p> <p>また、個人使用回数券の払戻しにつきましては、現在取扱いについて検討しているところでありますので、決定次第、改めて市民の皆様にお知らせいたします。</p>
2	<p>運動目的に市内公共施設を利用したいが、施設が少なく、会場取りに苦勞しているため、健康増進センターの再開を望む。</p> <p>市民会館や亀田交流プラザのように半年または一年前から申し込みできるとよい。使用料も亀田交流プラザ並みにしてほしい。</p>	<p>健康増進センターの再開にあたっては、利用方法を見直したうえで貸館を継続することを検討しておりますが、具体的な利用手続につきましては、いただいたご意見も参考としながら、今後検討を進めてまいります。</p>

3	<p>個人使用廃止については施設運営や社会状況の変化を踏まえた見直しであると理解している一方で、これまで個人使用をとおして運動を行ってきた市民にとっては、運動の機会が減るおそれがある。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人使用廃止の是非について再度検討されたい。 ・存続が難しく、民間施設の利用が主な代替手段となるのであれば、利用補助や割引制度、民間施設における回数券制導入などについて検討されたい。 ・専用施設に切り替える場合、事前予約不要で当日参加できる運動プログラムや、函館アリーナで実施しているような、若い世代向けのプログラム等、個人が参加しやすい形態を残してほしい。 ・函館アリーナやサン・リフレ函館などを代替施設とする場合、シャトルバスによる送迎など、移動の負担を軽減する方法を検討されたい。 <p>以上、個人使用廃止によって市民の運動機会が減ることのないよう、様々な立場の市民が無理なく運動を継続できる環境整備を望む。</p>	<p>個人使用については、開設当初と比較してジム機能などを有する民間施設が大幅に増加していることに加え、市においても函館アリーナやサン・リフレ函館といった類似機能を有する施設が運営されていることや、再開にあたり運動機器等の設備更新が必要となるなどの課題があることから、継続は難しいものと考えております。</p> <p>また、個人使用廃止後においても、市民が運動を通じた健康づくりに取り組んでいただけるような施設の活用方法について検討してまいりたいと考えております。</p>
---	---	--

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
お問い合わせ先	<p>保健福祉部健康増進課</p> <p>TEL : 0138-32-1515 FAX : 0138-32-1526</p> <p>E-mail : hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp</p>